

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなた（以下、「利用者」という。）又は、利用者のご家族が利用しようと考えている指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。わからないことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. この契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方及び「事業対象者」の方は、介護予防等のサービスをご利用いただくことになります。
- 介護予防サービス等の利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画書」の作成等を行う必要があります。この業務は「地域包括支援センター（以下、「センター」という。）又はセンターが委託した指定居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が利用者と契約を締結し作成することになります。

2. 担当する地域包括支援センターの概要

名称	豊川・郡山・彩都西 地域包括支援センター	介護保険指定 事業所番号	2704200043
法人名	社会福祉法人 慶徳会		
法人代表者名	理事長 山田 健一郎		
所在地 (連絡先)	茨木市清水一丁目28番22号 電話番号 072-641-3164 FAX 072-641-3216		
営業日	月曜日から金曜日。但し、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除きます。		
窓口営業時間	午前8時30分から午後5時30分 ※電話受付は24時間対応		
職員体制	管理者：山本 瑞枝（1人：社会福祉士兼務） 主任介護支援専門員：（1人） 看護師（1人） 社会福祉士（1人：管理者兼務） 介護支援専門員（1人）		
通常の事業の実施地域	（担当小学校区）： 豊川・郡山・彩都西		

3. 業務の目的および運営方針

業務の目的	本事業は、要支援状態等の悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、「介護予防サービス・支援計画書」を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者及び関係機関との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。
運営方針	① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 ③ 業務に当たっては、関係機関や他職種との連携に努めます。 ④ 上記のほか、介護保険法令その他の法令の定めるところを遵守します。

4. 業務の内容、利用料について

業務の内容	提供方法	介護保険及び総合事業適用有無	利用料 (月額)	利用負担額 (月額)
① 介護予防サービス・支援計画書の作成等	別紙に掲げる「指定	左の①～⑧の内容は、介護予防支援等の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	給付管理業務 1 件あたり	「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」の場合には、原則として利用料を支払う必要がありません。
② 介護予防サービス事業者等との連絡調整	介護予防支援及び		4,729 円	
③ サービス実施状況の把握、評価	介護予防ケアマネジメント		初回のみ(加算) 3,210 円	
④ 利用者状況の把握	業務の実		委託連携加算 3,210 円	
⑤ 給付管理	施方法等			
⑥ 要支援、要介護認定等の申請に対する協力、援助	について」			
⑦ 相談業務	を参照く			
⑧ 地域ケア会議への協力	ださい。			

※高齢者虐待防止措置が未実施の場合は所定単位数の 1/100 に相当する単位数を所定単位数から減算します。

【ご注意】

※介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を茨木市の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

※上記の介護予防支援等にかかる業務を行うため、茨木市域外の居宅等に訪問した場合は、交通費(実費)の支払いが必要となります。

5. 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

センターの担当者（又は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3か月に1回となります。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

6. 高齢者虐待防止について

センター（事業所含む）は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識や知識、技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- ③ 利用者及び家族の支援にあたり従業者が悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④ 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者について周知します。
- ⑤ 虐待防止に関する責任者を選定します。

【虐待防止に関する責任者：山本 瑞枝】

7. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生でもご利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行います。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	センター（事業所含む）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。 センター（事業所含む）は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に定めます。
個人情報の保護について	センター（事業所含む）は、契約書の締結時において介護予防サービス・支援計画書の作成及び実施に伴う、限定された範囲及び必要最小限の情報開示・保護に関する確認署名を得ることを前提とし、情報開示が必要な場合は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、同様の取り扱いとします。 センター（事業所含む）は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 事故発生時の対応について

事故発生時の連絡体制	センター（事業所含む）は、利用者に対して行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の提供により、利用者に対して事故が発生した場合には、速やかに利用者が指定する緊急連絡先を優先とし、ご家族、茨木市、主治医、ご利用の介護予防サービス事業所等に必要に応じて連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
------------	--

損害賠償への対応		センター（事業所含む）が、利用者に対して行った指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、その責任の範囲において利用者に対して損害の賠償を行います。 （あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険） ※事業所に委託の場合は事業所加入の保険となります。
医療機関等	医療機関名 主治医等の氏名 連 絡 先	
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先	利用者との続柄

10. 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

【地域包括支援センターの窓口】 社会福祉法人 慶徳会 豊川・郡山・彩都西 地域包括支援センター 相談担当者（管理者）山本 瑞枝	所在地 茨木市清水一丁目28番22号 電話番号 072-641-3164 F A X 072-641-3216 受付時間 月曜から金曜（土・日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時30分
【市の窓口】 茨木市健康医療部 長寿介護課	所在地 茨木市駅前三丁目8-13 電話番号 072-620-1637 受付時間 月曜から金曜（祝・年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課	所在地 大阪府中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 月曜から金曜（祝・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

11. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

セ ン タ ー	所在地	茨木市見付山一丁目3番29号
	法人名	社会福祉法人 慶徳会
	代表者名	理事長 山田 健一郎
	名称	豊川・郡山・彩都西地域包括支援センター
	説明者氏名	㊞
業 務 委 託 先 事 業 所	事業所名 所在地 連絡先	TEL — —
	説明者氏名	㊞

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	㊞

代筆者	住所	
	氏名	㊞ 続柄

(別紙)

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施方法等について

1 介護予防サービス・支援計画書の作成

- ① ー1 介護予防サービス・支援計画書の作成者は、次のとおりです。

計画作成者氏名 _____

- ① ー2 介護予防サービス・支援計画書の作成について、契約書第3条の規定により、委託する指定居宅介護支援事業所は次のとおりです。

名称 _____

所在地 _____

連絡先 _____

計画作成者氏名 _____

- ② センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の原案作成に際して、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業所等に関する情報を、利用者又はその家族に提供します。

ウ センター（事業所含む）は、利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、事業所に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス提供事業所等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。

オ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が本業務を行う際には、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。

キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

- ③ センター（事業所含む）は、利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

- ④ センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。
- ア センター（事業所含む）は、利用者の介護予防サービス・支援計画書の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス・支援計画書を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- イ 利用者は、センター（事業所含む）が作成した介護予防サービス・支援計画書の原案に同意しない場合には、センター（事業所含む）に対して介護予防サービス・支援計画書の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価

- ① センター（事業所含む）は、個別の介護予防サービス計画書（介護予防訪問看護計画等）の提出を事業所に求めます。
- ② センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書作成後も、利用者又はその家族、さらに介護予防サービス事業所等と継続的に連絡を取り、介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう介護予防サービス事業所等との調整を行います。
- ③ センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書が効果的なものとして提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ センター（事業所含む）は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する指定居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した指定居宅介護支援事業所に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防サービス・支援計画書の変更

センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と認めた場合等、センター（事業所含む）と利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画書の変更を、この業務実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理

センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力

- ① センター（事業所含む）は、利用者の要介護または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② センター（事業所含む）は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 地域ケア会議への協力

センターは、地域ケア会議を開催する場合、その資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めます。